

標を掲げて、各国の協力を要請した。低開発諸国が、第1回国連貿易開発会議以降4年ぶりに開かれる次の第2回会議に、なみなみならぬ期待と関心を寄せていることは想像にかたくない。

一方、先進国においても、豪州が昨年、低開発諸国の製品・半製品に特惠関税を実施し、さらにこの特惠関税の適用範囲を広げる計画であるといわれ、またオランダはすべての低開発諸国の製品・半製品輸出を対象とする一般的な特惠制度に参加する用意がある旨を表明したほか、米国でも4月のエカフェ東京総会で、ワイス米代表代理が、ジョンソン大統領はさきの米州共和国首脳会議で、すべての低開発国のために特惠関税の採用を検討することを約した旨明かにしている。

このように先進国、後進国双方において南北問題の具体的解決がケネディ・ラウンド後の世界経済の重要課題として認識され、関心が高まりつつあるおりから、わが国としてもこの問題の今後の進展には特に注目を要するものと思われる。

ケネディ・ラウンド交渉の妥結

ケネディ・ラウンド交渉は、さる5月15日深更(日本時間5月16日朝)、主要国閣僚会議において大筋についての合意が成立し、4か年にわたる交渉に一応の終止符が打たれることとなった。5年間に関税を50%引き下げるという当初の目標は達成されず、かなりの縮小均衡に終わったとはいえ、戦後最大の規模と内容をもった関税交渉が妥結に至ったことは、わが国のみならず全自由世界にとってきわめて大きな意義をもつものといえよう。

交渉妥結の内容については、ケネディ・ラウンド交渉そのものが秘密交渉であり、また例外品目リストも公表されていないため、つまびらかでない点も多いが、世界貿易史上の画期的な意義にかんがみ、以下に交渉の経緯を振り返りつつ、わが国への影響などを概観してみたい。

交渉の経緯

ケネディ・ラウンドは、1961年12月、故ケネディ大統領が関税の一括引下げを目的とする通商拡大法の構想を打ち出したことに端を発する。この構想は、翌62年10月の「通商拡大法」^(註)成立を機に、同大統領がガットの場を通じて一律かつ大幅な関税引下げを提唱したことによって具体化し、ここに画期的な関税一括引下げ交渉(ケネディ・ラウンド)が開始されることとなった。

(注) 「通商拡大法(62年10月)」は1958年の「互惠通商法」に代わる時限立法で、有効期限は67年6月30日。この法律によって、米大統領は「現行関税を広範かつ部門別に5年間で50%引き下げる」一般権限を与えられている。また、英国のEEC加盟が不成功に終わったため有名無実とはなったが、「米国とEECで世界貿易の80%以上を占める品目については関税を全廃する」特別権限も付与されている。

米国がケネディ・ラウンド構想を打ち出した背景としては、主として次のような意図が指摘されている。

- (1) 1961年7月、英国のEEC加盟申請が行なわれ、これが、実現すれば米国市場に匹敵する大経済圏が出現することになり、域内関税の撤廃と対外共通関税の設定によって米国の対欧貿易に支障をきたすおそれも生じたため、この関税差別を緩和させることにより、EEC市場への足がかりをつかもうと意図したこと。
- (2) 欧州経済の発展と米国際収支の悪化によって相対的に低下した米国の威信回復のため、通商面で新たなイニシアチブを発揮しようとの意図が働いていたこと。
- (3) 従来2国間品目別交渉方式では大幅な関税引下げを期待できないことが認識されたため、主要国による多角的かつ一律大幅な関税引下げ方式を打ち出したこと。

通商拡大法の成立後、ガット内に「関税引下げに関する特別作業部会」が設けられ、交渉の準備が開始された。この準備段階では「関税格差」問題が最大の論点となり、EECと米国間で原則論の応酬が続けられたが、最終的な合意には到達せ

ぬまま懸案として残された。

交渉のルールは、63年5月および64年5月のガット閣僚会議において、概要次のように定められた。

- (1) 関税の一括引下げ幅については一律50%を「作業上の仮設」として交渉を進めることとし、関税格差、農業、非関税貿易障壁などの諸問題の解決とあわせて最終的に決定する。
- (2) 一律引下げには例外を認めるが、「例外品目リスト」の作成にあたっては高度の国家的利益のみを考慮して極力その数を押える。
- (3) 交渉の対象には農産物も含める。そのうち穀物、酪農品、肉類については世界商品協定により解決を図る。
- (4) 非関税貿易障壁の除去(ダンピング規制の統一、輸入数量制限の撤廃等)も交渉の対象とする。
- (5) 他国のオファー(関税引下げの内容)に不満があれば、当該参加国に追加譲許を要求し、また自国のオファーを修正することができる。
- (6) 後進国の輸出に対する障壁の除去に努力する。また後進国には相互主義の原則を適用しない。

一括引下げの対象となる基準関税は、64年5月4日現在の実行関税と定められ、またケネディ・ラウンドの最高運営機関としての「貿易交渉委員会」も発足し(64年5月)、以後具体的な交渉が進められることとなった。

64年11月に鉱工業品の「例外品目リスト」が主要国から提出され、また65年5月には農産物のうち穀物のオファーが提出されたことにより、本格的な交渉が開始された。

65年2月まで、上記「例外品目リスト」が国家的重要性に照らして最少限度のものといえるかどうかにつき、多角的な審査が行なわれ、以後2国間の予備交渉にはいった。

また、2国間交渉では解決しがたい重要品目については、関係国寄合いで多角的に検討することとなり、綿製品、鉄鋼、化学、紙・パルプ、アル

ミニウムの5セクターが設けられ(セクター別交渉)、交渉の中核となった。

農産物については、65年5月に穀物(小麦)に関する世界協定のオファーが関係国から提出された。穀物協定には、輸入国による輸入量増大の保証、国内政策に関する約束、国際価格水準、輸出国による供給保証、余剰処理などの諸要素が盛り込まれることになっていた。

一方、穀物以外の農産物については、65年9月までにオファーを提出することとなっていたが、周知のとおり、65年7月、フランスのEEC理事会ボイコットによってEECの活動が中断されたため、EECのオファー提出が不可能となった。この結果、農産物交渉は、フランスの理事会復帰によってEECが活動を開始し、オファーを提出するに至った66年8月まで、約1年間中断することとなり、同年9月ようやく交渉再開にこぎつけたのである。

本格的交渉が再開されたのち、同年11月末日にそれまでの2国間交渉の評価に基づくオファーの修正(撤回および追加)がガット事務局に通告され、この修正オファーに基づいて最終的な交渉が進められることとなった。EECの修正オファー提出が遅れたため、最終的な交渉が開始されたのは本年にはいつからであったが、以後数度に及ぶ高級会議を含めて2国間交渉を中心に精力的な交渉が重ねられた。

主たる論争点

主たる論争点をあげると、まず鉱工業品については、次の諸点を指摘することができる。

- (1) 化学品——米国のASP制度撤廃問題が焦点となった。すなわち、米国の一部化学製品輸入に対して適用されているASP制度(American Selling Price System、輸入価格を基準にして関税を課すのではなく、米国内での同一商品の販売価格を基準として関税を課するという制度)に対して、EECをはじめ各国が強硬にその廃止を迫り、特にEECはこれが撤廃されぬ場合は化学製品をすべて例外品目にする主張、一

方、米国は国内化学メーカーの圧力や本制度の廃止には議会の承認取付けを要することから強硬に抵抗、対立を続けた。

(2) 鉄鋼——当初各国はほぼ50%引下げのオファーを行なったが、EECが現行税率(9%)を基準とせず欧州石炭鉄鋼共同体創設前の税率(14.4%)を基準としたことから交渉がこじれることとなった。かくして、関税引下げ後の水準を平準化すべしと主張するEEC、国有化問題とからんで現行据置の態度に転じた英国、対日輸入の著増を考慮して引下げ幅を縮小せんとする米国が、三者でい立のかたちとなり、とりわけ英国の態度が論議の中心となった。

(3) 綿製品——現在、世界協定として長期綿製品取決めがあり、主要国の輸入制限を認めている。本協定は本年9月に失効するが、ケネディ・ラウンドでは、本取決めの延長と運用の改善(すなわち輸入枠を漸増すること)および最大限の関税引下げの3点をパッケージ・ディールとして検討することになった。しかし、取決めの延長期間(5年か3年か)などをめぐって、インド等の輸出国と先進輸入国との見解が対立、この点は現在なおガットの綿製品貿易委員会の検討にゆだねられたままの状態である。

(4) 紙・パルプ、アルミニウム——日本は例外品目としているためとくに関係はないが、EECと北欧諸国との主たる対立点となっていた。

次に、農産物については、穀物協定をめぐる論争が中心であった。

(1) 小麦の価格帯——輸出国(米国、カナダ、豪州等)と輸入国との間には主張に大きな開きがあった。基準価格である硬質冬小麦2号1ブッシュェル当り輸出国は1.85ドル(下限価格)前後を主張し、輸入国は1.60ドル台を主張した(EECはその後1.73~1.74ドルという中間的な価格を決定した)。

(2) 自給率——輸入保証のために各国が自給率を定める(自給率80%の場合は残り20%分を輸入)点については、EECの90%に対し米国が85~

87%を主張して対立。さる4月10、11日のEEC理事会では、これを89%に引き下げる方針が打ち出されたが、フランスの反対で正式決定には至らなかった。

(3) 後進国に対する食糧援助——65年5月の穀物協定オファーに当たり、米国は年間10百万トン(約650百万ドル)の小麦を各国が分担して拠出することを協定に盛り込むよう主張した。各国の分担率は世銀出資比率に準じて、米国40%、EEC25%、日本・英国各5%のごとく定めるといものである。この案に対しては、穀物輸入国がこぞって反対したが、先月EECは総量3百万トン、EECの分担率22%以内ならばこれに応ずるとの態度を決定して歩み寄りを示し、大筋についても絶対反対の態度をとる国は日本のみとなっていた。

なお、関税格差の問題は、「例外品目リスト」提出後はEECが低関税品目を例外品目としたこともあって、ほとんど表面化しなかったが、米国とEECの対立がすべてこの点から出発していたことに変わりはない。

交渉終結とわが国への影響

前記の論争点のうち、最後まで主要国(米国、英国、EECおよび日本)間の折り合いがつかなかったのは、鉄鋼、化学品および穀物協定の3点であった。そこで、5月15日ホワイト・ガット事務局長が、これら3分野における各国の対立を一括調停するための試案を提出し、最後の調整に努めた結果、ようやくにして主要国の合意が成立することとなった(妥結内容の概略は「要録」参照)。

ケネディ・ラウンド交渉終結の結果、わが国はどのような影響をこうむるかが最も関心の集まるであろう。その厳密な評価は各国のオファー内容が公表され、関税引下げの実施時期などが確定するまでは不可能であるが、常識的にみて、交渉の結果はわが国に有利といえる。そうした利点の幾つかを、次に指摘してみよう。

(1) まず、わが国が得た関税譲許および与えた譲許をみると、先進11か国から獲得した関税譲許

は、1964年中の輸出総額(対先進11か国)30億ドル中約20億ドル相当であり、同じく与えた譲許は輸入40億ドル中20億ドル相当といわれる。しかも、与えた譲許20億ドルのうち約 $\frac{1}{2}$ は原料等すでに無税の品目(注)であるから、この数字を単純に比較しただけでも、わが国は関税一括引下げの恩典を十分に享受するといえる。なお、日米間では米国のオファー10億ドル、わが国のオファー9～10億ドルといわれている。

(注) 無税の品目を関税引下げの対象としてオファーに含めているのは、当該品目について将来も関税を課さず無税のままに据え置くとの趣旨である。

(2) 上記のオファー・バランスは1964年の貿易額を基準としたものであるが、その後わが国の工業製品輸出は年々増大しているから、関税引下げの効果は更に拡大されるといえよう。したがって、輸出面には今後好影響を期待することができる。また輸入面についても、輸入品価格の低下によって国内の物価上昇がいくぶんなりと抑制されることも考えられよう。

(3) また、EECの対外共通関税が引き下げられる結果、対欧貿易が助長されるほか、カナダ、豪州等英連邦諸国において英連邦特惠関税と一般関税との格差が縮小し、輸出市場の拡大を期待できる。

(4) ダumping規制の国際コードが採択されたことにより、かつて各国の反ダumping法によってわが国の輸出が恣意的な規制を受けたような事態は回避されよう。

以上のように、工業製品に関しては一般的にわが国を利するところが多い。しかし反面、農産物等不利益をこうむる可能性を残している点もなくはない。すなわち、小麦の輸入についてみれば、国際価格の上限が引き上げられた結果、今後実勢価格が上昇すれば、その度合いいかんによっては国際収支のマイナス要因ともなるし、また輸入価格と国内販売価格との差額(現在は輸入価格の方が低廉)が縮小し、売買益の減少というか

たちで食管会計の赤字増大要因ともなりうる。更に、後進国への食糧援助にいくばくなりとも穀物を充当することになれば、穀物輸入国であるわが国としては、それだけ国際収支上の負担が増大することは明らかである。

また、後進国に対する配慮から後進国産品の輸入に対する関税引下げは、即時に実施するいわゆるアドバンス・カットを議定書作成時まで決定するとの合意がなされているが、これが決定されれば、その対象品目いかんによってはわが国の雑貨や下級綿製品等後進国と競合する中小輸産業が当初なんらかの影響をこうむることも十分考えられよう。更に、非関税貿易障壁のうち対日輸入差別の問題が未解決のまま残されていることは、わが国として無関心ではいられない点である。

とはいえ、わが国の斜陽産業、成長産業に属する主要品目が大部分関税引下げの例外となったことでもあり、ケネディ・ラウンドのもたらす利益は、上記の不利益を償ってあまりあるものと結論してまちがいないと思われる。

交渉妥結の意義と今後の問題点

ケネディ・ラウンド交渉妥結の最大の意義は、それが妥結に至ったという事実そのものだといわれる。それほどに、この関税交渉はガット史上画期的な内容をもったものであった。まず、その規模をみても、交渉参加国は後進国をも含めて49か国に達して、過去5回の関税交渉の際の参加国数(22～34か国)をはるかに上回り、その内容においても、一律50%の関税引下げのほか、農産物や非関税貿易障壁をも交渉の対象とした点、後進国に対しては相互主義の原則適用を免除して後進国産品の関税引下げに努力した点など、従来の関税交渉にはみられない意欲的なものであった。

妥結の内容が当初の目標には遠く及ばない縮小均衡に終わったにせよ、その意義はきわめて大きい。第1は、経済、政治両面にわたり国際協調の機運を維持、発展させる礎を作ったという点である。第2は、いうまでもないことながら、関税障壁が低められる結果、今後の世界貿易発展に資す

るであろう点である。第3は、自由無差別というガットの精神をそこなうことなく自由貿易の原則が貫かれた結果、すでに米国等にその兆候が現われている保護貿易主義の台頭を一応抑制するであろうと考えられる点である。第4は、穀物協定に食糧援助義務が規定され、また、前記アドバンス・カットが検討されるなど、後進国に対する配慮も行なわれ、南北問題の解決にわずかながら資すると思われる点である。

このように多くの意義が認められる一方、交渉の過程を通じて各国が示したナショナル・インタレスト追求意欲の強さなどは、今後に生じうる幾つかの問題をも示唆するものである。その第1は、こうしたナショナル・インタレストの追求が、地域統合や保護貿易主義を誘い出す可能性をもつことである。ケネディ・ラウンド交渉の妥結がこうした動きを一応抑制するにしても、今後再びこの種の保護主義が台頭しないという保証はないのである。第2は、世界経済の力関係に変化が生ずるかも知れないという点である。今次交渉は「EECと米国の決闘」といわれたことからみても、EEC6か国の結束が今後の世界経済の進展にどのような影響を及ぼすか注目されるところである。第3は、南北問題である。ケネディ・ラウンド交渉では後進国に対する配慮も加えられはしたが、その主たる対象はやはり先進国間貿易であり、インドが後進国問題は取り残されたことと不満の意を表明したように、後進国を満足させるものではなかった。したがって、明年2月にニュー・デリーで開催される国連貿易開発会議(UNCTAD)の総会などを通ずる後進国からの強い突き上げによって、南北問題が再び世界経済の焦点になろうといわれている。

英国の公定歩合再々引下げ

と今後の政策課題

英蘭銀行は5月4日、公定歩合を0.5%引き下げて5.5%とし、即日実施する旨発表した。

英国の公定歩合は、年初来2度にわたる引き下げ(1月26日7.0→6.5%、3月16日6.5→6.0%)にもかかわらず、停滞基調にある同国経済の実情からみてなお割高な水準にあり、できるだけ早い機会に再々引下げの実施を要望する声が産業界を中心に強かった。こうした情勢下、海外金利、対外準備、ポンド相場など対外面での制約要因がさらに改善され、また国内面でも4月11日に発表された67年度(本年4月～明年3月)予算案が懸念されていたほど景気刺激的なものではなかったこともあり、この際公定歩合の再々引下げに踏み切ったものと思われる(今次措置に関する英蘭銀行の公式声明は「要録」参照)。

以下、今次措置実施の背景とその影響、ならびに今後の政策課題についてみてみよう。

公定歩合再々引下げの背景

(1) 海外金利の低下

米国の公定歩合引下げ(4月7日)、西ドイツの公定歩合再々引下げ(4月14日)、などにより海外金利が引き続き大幅な低下を示したため、2度にわたる公定歩合の引下げにもかかわらず、内外金利差は依然英国高の状態を維持していた。

イ、すなわち、内外金利差を米英両国間のTB(3ヵ月物)レートにつき先物為替コストを勘案した実質金利差でみると、ロンドン・フェイバーの幅は3月16日の公定歩合再引下げ直後一

(第1表)

| | 米 国 (3ヵ月) 物TB | 英 国 (3ヵ月) 物TB | 先物為替 コスト※ (週平均) | 実 質 金 利 差 (英国高) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1月3週 | 4.716% | 6.258% | 0.588% | 0.954% |
| (第1次公定歩合引下げ、1月26日7.0→6.5%) | | | | |
| 4週 | 4.680 | 6.080 | 0.671 | 0.729 |
| 3月2週 | 4.344 | 5.864 | 0.752 | 0.768 |
| (第2次公定歩合引下げ、3月16日6.5→6.0%) | | | | |
| 5週 | 4.150 | 5.494 | 0.873 | 0.471 |
| 4月2週 | 3.810 | 5.375 | 0.917 | 0.648 |
| 4週 | 3.715 | 5.412 | 0.947 | 0.750 |
| (第3次公定歩合引下げ、5月4日6.0→5.5%) | | | | |
| 5月1週 | 3.770 | 5.234 | 0.917 | 0.547 |
| 2週 | 3.671 | 5.222 | 0.792 | 0.759 |

(注) ※印は木曜日に行われる1週間の平均。